

飯豊町空き家等情報取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等の有効活用を通して、定住促進及び起業化促進等を図り、もって地域活性化につなげるため、空き家等に関する情報を有効かつ適切に活用するための必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飯豊町空き家等情報活用制度

町長は、空き家等の情報をその所有者等からの情報提供に基づき空き家等情報データベースに登録し、インターネットや広報等により広く公開する。

空き家等の賃借又は購入等を希望する者は、空き家等利用希望者データベースに登録された後、空き家等利用希望者として空き家等の情報を利用することができる。町長は、空き家等提供者と空き家等利用希望者双方に情報の提供の役割を担う、これら一連の制度をいう(以下「情報活用制度」という。)。

(2) 空き家等

現在使用されていない、又は近い将来使用されないと見込まれる住宅、宅地、店舗、工場及び工業用地をいう。

(3) 空き家等提供者

空き家等に関する所有権を有する者、又は売却及び賃借を行うことが法的に認められた者(以下「情報提供可能者」という。)で、空き家等情報データベースに登録された者をいう。

(4) 空き家等利用希望者

空き家等の賃借又は購入を希望する者で、空き家等利用希望者データベースに登録された者をいう。

(5) 空き家等情報データベース

空き家等に関する所有権を有する者、又は売却及び賃借を行うことが法的に認められた者から提供された空き家等に関する情報を、紙又は電子データとしてまとめたものをいう。

(6) 空き家等利用希望者データベース

空き家等の賃借又は購入を希望する者からの登録申請情報を、紙又は電子データとしてまとめたものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は情報活用制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 情報提供可能者が、空き家等に関する情報を空き家等情報データベースに登録しようとする場合は、飯豊町空き家等情報提供書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による情報提供があったときは、空き家等情報データベースに登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該空き家等提供者に飯豊町空き家等情報データベース登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 4 町長は、情報活用制度によることが適当と認めるものは、当該所有者に対して情報活用制度による登録を勧めることができる。

(空き家等情報データベース登録事項の変更及び抹消の届出等)

- 第5条 空き家等提供者は、空き家等データベースに登録をした事項に変更があったとき又は空き家等情報データベースからの抹消を求めるときは、遅滞なく飯豊町空き家等情報変更・抹消届(様式第3号)により、町長に届け出なければならない。
- 2 町長は、前項の届出を受理した場合は、空き家等情報データベースを変更又は抹消しなければならない。
 - 3 町長は、前項の規定により空き家等情報データベースの変更又は抹消をしたときは、その旨を当該空き家等提供者に飯豊町空き家等情報データベース変更・抹消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(空き家等利用希望者の登録の申込み等)

- 第6条 情報活用制度により空き家等の賃借又は購入を希望し、空き家等利用希望者データベースへ登録しようとする者は、飯豊町空き家等情報利用希望者登録申請書(様式第5号)及び誓約書(様式第6号)に町長が必要とする書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による登録申請があったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家等利用希望者データベースに登録しなければならない。
 - (1) 空き家又は宅地を賃借又は購入し、定住又は将来の定住を見込んで定期的に滞在し、地域住民として生活しようとする者
 - (2) 空き店舗、空き工場又は工業用地を賃借又は購入し、事業を行い、地域経済の活性化に貢献しようとする者
 - (3) その他、町長が適当と認めた者
 - 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申請者に飯豊町空き家等情報利用希望者登録通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(空き家等利用希望者データベース登録事項の変更及び抹消の届出等)

- 第7条 空き家等利用希望者は、空き家等利用希望者データベースに登録をした事項に変更があったとき又は空き家等利用希望者データベースからの抹消を求めるときは、遅滞なく飯豊町空き家等情報利用希望者登録変更・抹消届(様式第8号)により、町長に届け出なければならない。
- 2 町長は、前項の届出を受理した場合は、空き家等利用希望者データベースを変更又は抹消しなければならない。
 - 2 町長は、前項の規定により空き家等利用希望者データベースの変更又は抹消をしたときは、その旨を当該空き家等利用希望者に飯豊町空き家等情報利用希望者登録変更・抹消通知書(様

式第9号)により通知するものとする。

(空き家等利用希望者データベースの登録抹消)

第8条 町長は、空き家等利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等利用希望者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該利用希望者に飯豊町空き家等情報利用希望者登録抹消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的等が第6条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
 - (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
 - (3) 申請書内容に虚偽があったとき。
 - (4) その他、町長が適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定による空き家等利用希望者データベースからの登録抹消について不服がある場合には、飯豊町空き家等情報利用希望者登録抹消通知書(様式第10号)を受け取った翌日から起算して30日以内に町長に対して異議申立をすることができる。

(情報管理等)

第9条 町長は、空き家等提供者の了承を得た上で空き家等情報データベースに登録された内容を公開するものとする。

- 2 空き家等提供者、空き家等利用希望者及び町は、情報活用制度で知り得た情報を情報活用制度以外に使用してはならない。

(町の役割等)

第10条 情報活用制度における町の役割及び対応等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町長は、情報提供可能者からの提供書に基づき、空き家等情報データベースを、空き家等の賃借又は購入を希望する者の申請書に基づき、空き家等利用希望者データベースを作成する。
- (2) 町長は、空き家等提供者と空き家等利用希望者が行う空き家等に関する交渉、売買契約、賃貸借契約及び双方が面識を持って以降の連絡等については、直接これに関与しない。
- (3) 町長は、年1回程度、空き家等提供者及び空き家等利用希望者に連絡を取り、空き家等情報データベース及び空き家等利用希望者データベースに掲載している情報について、その変更の有無を確かめなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は平成18年1月13日から施行する。